



令和4年3月31日
総合政策局 物流政策課
内閣官房小型無人機等対策推進室

「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 3.0」を公表 ～ドローン物流の社会実装を推進します～

国土交通省では、ドローン物流の社会実装をより一層推進していくため、「過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会」において、ドローン物流サービスにこれから着手する主体を対象とすることを念頭においた手引きとして「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 3.0」を取りまとめました。

1. 背景

トラックドライバー不足が深刻化する中、物流機能の維持は、ユニバーサルサービスの観点から非常に重要な課題であり、特に過疎地域等においては、輸配送の効率化のためにドローンを活用した荷物等の配送が期待されています。

国土交通省では、令和3年にドローン物流サービスにこれから着手する主体を対象とすることを念頭においた手引きとして、導入方法や配送手段などに関する具体的な手続き等を「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン」に整理したところです。

このたび、これまで国内で社会実装されたドローン物流事業や、その他実装の際の参考となり得る実証事業における取組等の蓄積を踏まえて、ガイドラインに事例集として追加することとし、「過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会」において「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver3.0」として取りまとめました。なお、本ガイドラインの内容は、今後の状況の変化を踏まえ、適時適切に見直しを実施する予定です。

2. ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 3.0 の主な内容

第1部 社会実装編

- ・利用者視点を踏まえた事業コンセプトの構築
- ・検討・実施体制の整備
- ・サービス内容、採算性確保
- ・安全の確保 等

第2部 法令編

- ・航空法に基づく安全の確保 等

事例集

<添付資料>

- ・ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 3.0 (本文)
- ・ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 3.0 (概要)

【問い合わせ先】

総合政策局 物流政策課 吉井、齋藤、脇田
代表：03-5253-8111 (内線 53-344、53-324)
直通：03-5253-8799